



厚生労働省群馬労働局発表
平成27年10月1日

【照会先】
群馬労働局雇用均等室
室長 宮村 雅江
地方機会均等指導官 庭山 たくみ
電話 027-896-4739

平成27年度「均等・両立推進企業表彰」受賞企業決定!!

— セミナーにおいて表彰式を行います —

「均等・両立推進企業表彰」は、「職場における女性の能力発揮を推進するための積極的な取り組み（ポジティブ・アクション）」や、「仕事と育児・介護との両立支援のための取り組み」について、他の模範となる企業を表彰し、その取り組みを広く周知し、男女ともに職業生活の全期間を通じて持てる能力を発揮できる職場環境の整備を促進することを狙いとしています。

「均等推進企業部門」群馬労働局長優良賞

株式会社 群馬銀行（前橋市）

代表取締役頭取 **齋藤 一雄**

*取組内容は、資料No.4のとおりです。

群馬労働局長賞表彰式は、10月19日（月）に開催する「男女が働きやすい職場づくりセミナー」の席上を行います。

- 表彰式日時 平成27年10月19日（月）
13時35分～13時50分
- 場 所 前橋マーキュリーホテル 2階「紫宸の間」
（前橋市大友町3-24-1 電話 027-252-0111）

<添付資料>

- 資料 No.1 平成27年度均等・両立推進企業表彰（リーフレット）
- 資料 No.2 均等・両立推進企業表彰実施要領
- 資料 No.3 群馬労働局管内における過去の受賞企業一覧
- 資料 No.4 受賞企業の取組
- 資料 No.5 男女が働きやすい職場づくりセミナー（チラシ）

平成27年度 均等・両立推進企業表彰

応募期間▶平成27年1月1日～3月31日

ポジティブ・アクションを推進している企業 ファミリー・フレンドリーな企業 を表彰します

厚生労働大臣
最優良賞

両部門に優れた企業

厚生労働大臣優良賞

都道府県労働局長優良賞

都道府県労働局長奨励賞

「均等推進企業」部門

職場における女性の能力発揮を促進するための積極的な取り組みを実施している企業

厚生労働大臣優良賞

都道府県労働局長優良賞

都道府県労働局長奨励賞

「ファミリー・フレンドリー企業」部門

仕事と育児・介護との両立支援のための取り組みを実施している企業

厚生労働省では、「職場における女性の能力発揮を促進するための積極的な取り組み」（ポジティブ・アクション）および「仕事と育児・介護との両立支援のための取り組み」について、他の模範となる取り組みを推進している企業を表彰しています。

平成27年度の各賞候補を募集します。「わが社こそは」と思われる企業の皆さま、ぜひご応募ください！

このような企業が表彰の候補です

均等推進企業部門

- ポジティブ・アクションを企業の方針として示し、積極的に取り組んでいることを公表している。
- ポジティブ・アクションの取り組みとして「採用拡大」、「職域拡大」、「管理職登用」または「職場環境・職場風土の改善」に取り組んでいる。
- ポジティブ・アクションの取り組みのうち、「女性のみを対象」または「女性を優遇」する取り組みは、女性労働者が男性労働者と比較して相当程度少ない場合（雇用管理区分ごとに見て女性労働者の割合が4割を下回っている状況）に限られている。

※ 「ポジティブ・アクション」とは…

男女間に見られる格差の解消を目指して、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取り組みをいいます。

※ 「公表」とは…

「ポジティブ・アクション応援サイト」

<http://www.positiveaction.jp/pa/index.php>

「女性の活躍推進宣言コーナー」

<http://www.positiveaction.jp/declaration/>

ファミリー・フレンドリー企業部門

- 両立指標（平成24年2月改訂版）の点数が一定程度以上である。
- 法の規定を上回る育児・介護休業制度や所定労働時間の短縮などの措置を導入し、よく利用されている。
- 男性労働者について、一定の育児休業取得実績がある。
- 時間外労働がおおむね年150時間未満である。
- 年次有給休暇取得率がおおむね50%（大臣賞は60%）以上である。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている、または認定を目指している。

※ 「両立指標」とは…

企業自らが自社の仕事と家庭の両立支援策の進展度合いや不足している点を、63問の設問に答えて採点。自社の「仕事と家庭の両立のしやすさ」が客観的に評価できるように構成されたものです。

詳しくはこちら：<http://www.youritsu.jp/index.html>

厚生労働大臣最優良賞

- 過去に「均等推進企業部門」の大臣賞または「ファミリー・フレンドリー企業部門」の大臣賞を受賞し、さらにその部門での取り組みが進んでいる。
- もう一つの部門についても積極的に取り組み、成果をあげている。

※上記以外にも部門ごとに表彰基準が定められています。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。



平成26年度 表彰企業

厚生労働大臣最優良賞

該当企業なし

均等推進企業部門

厚生労働大臣優良賞 1 企業

都道府県労働局長賞
(優良賞・奨励賞) 49 企業

ファミリー・フレンドリー企業部門

厚生労働大臣優良賞 6 企業

都道府県労働局長賞
(優良賞・奨励賞) 13 企業

各企業の取組内容などは厚生労働省ホームページでご紹介していますのでご覧ください。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000058840.html>)

トップページ
「報道・広報」

報道発表資料

2014年9月

9月25日「平成26年度
「均等・両立推進企業表彰」受賞企業決定」

応募方法

- 所定の応募用紙に必要事項を記入し（平成27年1月1日現在の状況）、自己採点の上、都道府県労働局雇用均等室あてに郵送またはFAXでご応募ください。
- 電子申請(<http://www.e-gov.go.jp/shinsei/index.html>)による応募も受け付けます。
- 応募用紙は、厚生労働省ホームページまたは都道府県労働局雇用均等室で入手できます。
均等推進企業部門とファミリー・フレンドリー企業部門とは応募用紙が異なりますのでご注意ください。
厚生労働大臣最優良賞の応募の際は、両部門とも応募用紙にご記入ください。

選考方法

- 1 都道府県労働局雇用均等室で、書類選考後、取り組み内容など詳細についてのヒアリングを実施します。
- 2 都道府県労働局長は、ヒアリング結果をもとに、表彰基準を満たす企業の中から、
 - 都道府県労働局長賞の受賞企業
 - 厚生労働大臣賞の候補企業を決定し、厚生労働大臣賞候補企業については、厚生労働大臣に対し推薦を行います。
- 3 厚生労働大臣は、推薦された企業の中から、
 - 厚生労働大臣最優良賞
 - 厚生労働大臣優良賞の受賞企業を決定します。

その他

- 1 実施要領、表彰基準および応募用紙は厚生労働省ホームページからダウンロードしていただけます。
(<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/kintou/ryouritsu.html>)

トップページ「厚生労働省からのご案内
「政策について（組織別の政策一覧）」

雇用均等・児童家庭局

主な制度紹介「均等・両立
推進企業表彰について」

また、都道府県労働局雇用均等室でも配布しています。

- 2 選考結果は、都道府県労働局雇用均等室からお知らせします。
- 3 受賞企業には平成27年10月に表彰状の授与を行います。
※厚生労働大臣賞については厚生労働大臣より、都道府県労働局長賞は各都道府県労働局長より、それぞれ表彰状の授与を行う予定です。

応募期間は

平成27年1月1日～3月31日

(※当日消印有効)

ポジティブ・アクションに取り組む企業・両立支援に取り組む企業の皆さまの積極的なご応募をお待ちしています！



ポジティブ・アクション シンボルマーク「キララ」



次世代認定マーク「くるみん」



仕事と介護の両立支援のシンボルマーク「トモニ」

「均等・両立推進企業表彰」実施要領

1 趣旨・目的

我が国では、男女ともにそれぞれの職業生活の全期間を通じて持てる能力を発揮できる職場環境を整備することが求められている。このためには、企業が「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組」及び「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」のそれぞれについて、その相乗効果を生かしつつ、推進することが必要である。

このため、「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組」又は「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の模範ともいうべき取組を推進している企業を表彰し、これを広く国民に周知することにより、上記のような職場環境の整備の促進に資する。

2 表彰の種類

(1) 均等・両立推進企業表彰

厚生労働大臣最優良賞

(2) 均等推進企業部門

厚生労働大臣優良賞

都道府県労働局長優良賞

都道府県労働局長奨励賞

(3) ファミリー・フレンドリー企業部門

厚生労働大臣優良賞

都道府県労働局長優良賞

都道府県労働局長奨励賞

3 表彰の対象

(1) 均等・両立推進企業表彰

厚生労働大臣最優良賞

男女ともにそれぞれの職業生活の全期間を通じて持てる能力を発揮できる職場環境を整備する企業として、特に他の模範ともいうべき取組を推進し、その成果が顕著である企業

(2) 均等推進企業部門

ア 厚生労働大臣優良賞

女性の能力発揮を促進するために、他の模範ともいうべき取組を推進し、その成果が認められる企業

イ 都道府県労働局長優良賞

地域において、女性の能力発揮を促進するために、他の模範ともいうべき取組を推進している企業

ウ 都道府県労働局長奨励賞

地域において、女性の能力発揮を促進するための取組を推進していると認められる企業

(3) ファミリー・フレンドリー企業部門

ア 厚生労働大臣優良賞

仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような他の模範ともいうべき取組を推進し、その成果が認められる企業

イ 都道府県労働局長優良賞

地域において、仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような他の模範ともいうべき取組を推進している企業

ウ 都道府県労働局長奨励賞

地域において、仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を推進していると認められる企業

4 募集及び応募

- (1) 募集は年1回、公募により行うものとし、対象は、別紙1「均等・両立推進企業表彰基準」(以下「表彰基準」という。)を満たす企業とする。
- (2) ファクシミリ又は郵送にて送付された応募用紙は、各都道府県労働局雇用均等室において受け付ける。なお、応募は電子申請でも受け付ける。

5 選考及び決定の方法

- (1) 応募書類の審査を行った後、都道府県労働局雇用均等室が、取組内容等の詳細についてのヒアリングを実施する。
- (2) 都道府県労働局長は、ヒアリング結果を基に、表彰基準を満たす企業の中から、都道府県労働局長賞の受賞企業及び厚生労働大臣賞の候補企業を決定し、厚生労働大臣に対し、厚生労働大臣賞候補企業の推薦を行う。
- (3) 厚生労働大臣は、推薦された企業の中から、厚生労働大臣最優良賞及び厚生労働大臣優良賞の受賞企業を決定する。

6 その他

- (1) 実施要領、表彰基準及び応募用紙は厚生労働省ホームページに掲載する。
- (2) 選考結果は、都道府県労働局雇用均等室が応募企業に通知する。
- (3) 受賞企業には、毎年10月に表彰状の授与等を行う。

群馬労働局管内の表彰企業一覧

均等推進企業部門

【受賞企業一覧】計10社

かんら信用金庫	(平成12年度 労働局長賞。合併により、現在は、しののめ信用金庫)
株式会社カインズ	(平成13年度 労働局長賞。現在は、埼玉へ本社移転)
富士スバル株式会社	(平成14年度 労働局長賞)
株式会社大西ライト工業所	(平成15年度 労働局長優良賞)
高崎信用金庫	(平成16年度 労働局長優良賞)
サンデン株式会社	(平成17年度 労働局長優良賞)
株式会社東和銀行	(平成18年度 労働局長優良賞)
株式会社ベシア	(平成26年度 労働局長優良賞)
生活協同組合コープぐんま	(平成26年度 労働局長優良賞)
株式会社 群馬銀行	(平成27年度 労働局長優良賞)

※平成15年度から「均等推進企業表彰」に「優良賞」「奨励賞」の賞が設けられる。

※平成19年度から「均等推進企業表彰」と「ファミリー・フレンドリー企業表彰」が統合し、「均等・両立推進企業表彰」となる。

ファミリー・フレンドリー企業部門

【受賞企業一覧】計12社

サンデン株式会社	(平成11年度 女性少年室長賞)
株式会社ミツバ	(平成12年度 労働局長賞)
関東三洋電子株式会社	(平成13年度 労働局長賞。合併により、関東三洋セミコンクターズ株式会社となり、現在は埼玉へ本社移転)
生活協同組合コープぐんま	(平成14年度 労働局長賞)
社会福祉法人桐生療育双葉会	(平成15年度 労働局長賞)
利根保健生活協同組合	(平成16年度 労働局長賞)
朝倉染布株式会社	(平成17年度 労働局長賞)
有限会社COCO-LO	(平成23年度 労働局長優良賞)
社会福祉法人春風会	(平成25年度 労働局長奨励賞)
特定非営利活動法人ハートフル	(平成25年度 労働局長奨励賞)
医療法人鶴谷会鶴谷病院	(平成25年度 労働局長奨励賞)
有限会社COCO-LO	(平成26年度 厚生労働大臣優良賞)

※平成19年度から「均等推進企業表彰」と「ファミリー・フレンドリー企業表彰」が統合し、「均等・推進企業表彰」となり、「優良賞」「奨励賞」が設けられる。

均等推進企業部門 群馬労働局長優良賞

株式会社 群馬銀行

所在地：前橋市 業種：金融業 従業員数：約 4, 600 名

「中期経営計画」の組織・人材戦略の主要施策として「女性活躍の推進」を掲げ、様々な取組を行う

1 ポジティブ・アクションの取組体制

- ◇「中期経営計画」に「女性の活躍推進」を掲げ、女性がより多くの分野で活躍できるよう人材配置や管理職の育成に取り組むとともに、仕事と家庭を両立させ、能力を最大限に発揮できるよう体制を整備してきた。
- ◇特に平成 26 年 11 月には一般行員から支店長経験者を含む女性 11 名で構成された「女性ワーキンググループ」を結成し、女性の主体的な取り組みを開始した。
- ◇全国地方銀行協会会員全 64 行の頭取参加のもと発足した「輝く女性の活躍を加速する地銀頭取の会」のメンバーとして頭取が参加し、同会の「行動計画」に沿って、女性の活躍促進に積極的に取り組んでいる。
- ◇ポジティブ・アクション情報ポータルサイト内の「女性の活躍推進宣言コーナー」等の活用により、「女性活躍の推進」の方針を公表している。

2 取組内容

- ◇「女性ワーキンググループ」では定期的なミーティングで、新たな目線で課題の抽出、解決策の提案等を行った。また群馬県内の金融機関と「女性活躍推進に向けた意見交換会」を実施し、課題や解決策の情報共有を行った。
- ◇「採用拡大」の一環として、学生用会社概要パンフレットに「渉外担当」で活躍している女性を紹介している。
- ◇女性の管理職登用に向けた意識醸成、能力向上のため、「女性マネジメント研修」などの女性リーダー育成研修や男性管理職の意識改革を促す研修を実施している。
- ◇育児休業や育児短時間勤務制度等の充実した就業継続支援体制を整備し、諸制度をまとめたパンフレットの配布や利用しやすい環境づくりを行い、制度を周知・浸透させた。
- ◇育児休業取得者が円滑に職場復帰するために、「電話相談窓口」の設置や「職場復帰支援セミナー」を開催している。

3 取組の成果

- ◇職位毎の女性の割合は、いずれも上昇した。

管理監督者（次課長・役以上）	： 1.35%（平成 25 年 1 月）	→ 1.40%（平成 27 年 1 月）
支店長代理・副役	： 6.47%（平成 25 年 1 月）	→ 8.42%（平成 27 年 1 月）
係長・主任	： 59.18%（平成 25 年 1 月）	→ 63.27%（平成 27 年 1 月）

男女が働きやすい職場づくりセミナー

～新法「女性活躍推進法」説明会～

群馬労働局では、本年8月28日に成立した「女性活躍推進法」の説明を中心に、職場における女性の活躍が一層推進されるよう、本セミナーを開催します。

このセミナーでは、女性の活躍推進について他の模範となる取組を実施している企業の表彰の他、職場において未だにみられる「マタハラ」、「セクハラ」を防止するための関連法制度の説明も行います。

企業の人事労務担当の方、働いている方だけではなく、女性の活躍推進に関心がある方はどなたでもご参加いただけます。

開催内容

開催日時

平成27年10月19日(月) 13:30~15:30

開催場所

前橋マーキュリーホテル 2階「^{ししん}紫宸の間」
(前橋市大友町3-24-1 電話 027-252-0111)

参加無料

内容

- ・平成27年度「均等・両立推進企業表彰」表彰式
- ・「女性活躍推進法」の概要について
- ・職場のマタハラ、セクハラ防止に向けての法制度について

- ◆定員 150名(10月15日(木)申込〆切。なお、定員になり次第、締め切らせていただきます)
- ◆申込方法 裏面の参加申込書に必要事項を明記の上、FAXにてお申し込みください。受講票等は発行しませんので、当日、会場までお越しください。

お申込みFAX番号 027-896-2227

- ◆主催 群馬労働局

【会場案内図】



- ◆問合せ先
群馬労働局雇用均等室
〒371-8567
前橋市大手町2-3-1
前橋地方合同庁舎8階
電話 (027) 896-4739
FAX (027) 896-2227
※9/24 上記に移転しました

群馬労働局雇用均等室 宛

本申込書に必要事項を記入の上、下記FAX番号へお申し込みください。
受講票等は発行しませんので、当日、会場までお越しください。

10/15 (木)
〆切

FAX番号：027-896-2227

※番号はお間違えのないようお願いいたします。

男女が働きやすい職場づくりセミナー 参加申込書 (平成27年10月19日)

◇申し込み日 平成27年 月 日

事業所名	
所在地	〒
参加者名 (所属部署名)	所属部署 ()
御連絡先	電話

※御記入いただきました個人情報は、本セミナーの目的以外に利用することはありません。